

桜木地区社会福祉協議会 規約

(名 称)

第 1 条 本会は「桜木地区社会福祉協議会」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、桜木市民センターに置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、桜木地区コミュニティー推進協議会、地区内関連団体等と連携を密にし、当地区における敬愛精神の高揚と福祉事業の推進を図り、もって地区住民の福祉を増進して明るい豊かな地域を建設することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 地域福祉に関する調査研究及び援助活動。
2. 地域福祉に対する世論喚起及び啓発活動。
3. 社会福祉奉仕者及び社会福祉施設との連絡提携。
4. 周南市社会福祉協議会との連絡調整及び委託事業の推進。
5. 共同募金委員会との連絡及び募金活動に対する協力。
6. その目的達成に必要な事業。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、桜木地区自治会会員をもって構成する。

(評議員)

第 6 条

1. 評議員は、本会の議決機関を構成する。
2. 推薦による各自治会の代表者、福祉に関連する地区内の団体の代表者及び会員の中から別途に選任された福祉に関心の深い者等で構成する。

(組 織)

第 7 条 本会の組織的活動を促進するため専門部を置くことができる。

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

会長	1 名	副会長	2 名	理事	若干名
会計	1 名	監事	2 名	事務局長	1 名

(役員を選出)

第 9 条 本会の役員は、次により選出する。

1. 会長、副会長、会計及び監事は総会において選任する。
2. 理事は、各自治会の代表者、桜木公民館長、各福祉員グループ長、民生児童委員(主任児童委員)、生活支援員及び有識者等から選任する。
3. 事務局長は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し会務の執行に当たる。
4. 会計は、本会の会計事務を処理する。
5. 監事は、本会の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。
6. 事務局長は、本会の会務を処理する。

桜木地区社会福祉協議会 規約

(役員の任期)

- 第 11 条 役員の任期は、2年とし再任は妨げない。
補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第 12 条 本会に顧問若干名を置くことができる。
1. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 2. 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

(総会)

- 第 13 条 総会は最高の議決機関であって、評議員及び役員をもつて構成する。
1. 定期総会は年 1 回とする。又必要に応じ臨時総会を開くことが出来るものとし、会長がこれを召集し、議長となる。
 2. 総会の議事は、構成員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。
但し欠席者は委任状を提出し議長がこれを取りまとめて議決権の有効を認める。
 3. 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 会務報告及び事業計画の審議。
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他の必要事項の審議

(理事会)

- 第 14 条 理事会は、必要に応じて会長が招集し議長となる。
1. 理事会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会に付議する事項の決定
 - (2) 総会の議決で委任された事項の執行
 - (3) 諸規定の制定及び改廃
 - (4) その他の必要事項の審議

(会計)

- 第 15 条 本会の経費は事業計画に伴う予算表により支出する、その収入は次のものを充てる。
1. 周南市、周南市社会福祉協議会からの助成金
 2. 共同募金等の配分金
 3. 自治会からの助成金
 4. 事業収入
 5. 寄付金その他の収入

(慶弔費)

- 第 16 条 本会に案内のあったものについては会長判断で支出できるものとする。

(会計年度)

- 第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月31日をもって終わる。

(付 則)

本規約は、平成元年5月15日より施行する。
本規約は、平成16年4月27日より施行する。
本規約は、平成17年4月26日より施行する。
本規約は、平成18年5月30日より施行する。
本規約は、平成19年4月24日より施行する。
本規約は、平成20年5月13日より施行する。